

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇十一の四 （略）</p> <p>十一の五 ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニイリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニイリデンアミン二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するものを除く。</p> <p>十一の六〇十一の八 （略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 〽 (105) （略）</p> <p>(106) (E) ーニー（四ーターシャリーブチルフェニル）ーニーシ アノーー（一・三・四ートリメチルピラゾールー五ーイル）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇十一の四 （略）</p> <p>十一の五 ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニイリデンアミン（別名イミダクロプリド）及びこれを含有する製剤。ただし、ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニイリデンアミン二%以下を含有するものを除く。</p> <p>十一の六〇十一の八 （略）</p> <p>十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 〽 (105) （略）</p>

ビニル・ニージメチルプロピオナート(別名シエノピラフ
エン)及びこれを含む製剤

(107)|
|
(142)|

(略)

十二
〜
六十七

(略)

(106)|
|
(141)|

(略)

十二
〜
六十七

(略)